

## 平成30年度第1回桐友会連絡会

開催日 平成30年6月21日(木)午後4時

場所 那覇地方法務局3階専用会議室

出席者 那覇地方法務局

首席登記官(不動産登記担当) 佐藤 典康

首席登記官(法人登記担当) 永尾 順一

統括登記官(不動産) 井手口 衛一

統括登記官(不動産) 石川 保信

総括表示登記専門官 伊敷 栄信

### 沖縄県司法書士会

不動産登記委員会副委員長 喜舎場 靖

商業登記委員会委員長 島 尻 泰孝

那覇支部長 古 堅 宗男

### 沖縄県土地家屋調査士会

副会長 比 嘉 定 善

業務部長 遠 藤 正 夫

研修部長 平 良 正 人

センター長 仲宗根 善 浩

那覇支部長 近 藤 哲 司

### 沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

副理事長 島 袋 憲 一

業務部長 前 田 克 也

## 平成30年度第1回桐友会連絡会

平成30年6月21日

那覇地方法務局3階専用会議室

### 1 法務局からの連絡事項等

- (1) オンライン申請の利用促進について
- (2) 法定相続情報証明制度の活用について
- (3) 長期相続登記未了土地解消事業について
- (4) 資格者代理人方式について
- (5) 資格者代理人等からの登記相談について
- (6) 九州・沖縄一斉相続登記講演会・相談会について
- (7) 不動産登記部門からの要望事項について
- (8) 法人登記部門からの要望事項について

### 2 法務局からの協議・説明事項等

- (1) 補正事件減少に向けた取組状況について
  - ア 本年1月29日付け首席登記官通知に基づく補正事件に関する取扱いの実施状況について
  - イ 不動産登記事務取扱手続準則第36条第4項後段の規定の適用に関する区分について
- (2) 評価証明書として固定資産税納付通知書の写しを提出する場合の取扱いについて
- (3) 土地区画整理地区内の建物表題登記申請における建物図面の取扱いについて
- (4) その他

### 3 司法書士会からの協議・連絡事項等

4 土地家屋調査士会からの協議・連絡事項等

「所有者不明土地を隣接地とする土地について分筆の登記等を可能にする筆界特定手続」について

5 公共嘱託登記土地家屋調査士協会からの協議・連絡事項等  
第34回定時社員総会

日時 平成30年9月7日(金) 午後3時から

場所 パシフィックホテル沖縄 2階カネオヘ

那覇市西三丁目6番1号

6 今後の日程について

第2回桐友会連絡会 平成30年 8月2日(木)

第3回桐友会連絡会 平成30年11月8日(木)

沖縄県桐友会(全体会議) 平成31年2月22日(金)

※桐友会連絡会検討部会－7月10日(火) 午後2時から

7 その他

不動産登記事務取扱手続準則第36条第4項後段の規定の適用に関する区分

- 1 申請人に確認することなく申請情報に基づき校合実行するもの
  - (1) 申請情報の住所の表記について建物番号等の記載がないもの
  - (2) 住民票にマンション名があるが、申請情報に記載がないもの
  
- 2 申請人に確認することなく添付情報に基づき修正の上校合実行するもの
  - (1) 住所証明書と申請情報で住所の一部分のみが相違するもの
  - (2) 登録免許税額の単なる誤記（納付額は正しい場合）
  - (3) 証明書の氏名が旧字体等で申請情報の記載が通用字体の場合
  - (4) 住所移転の日付について届出日を記載しているもの
  - (5) 住所の表記のうちアパート名等が住民票と一致しない場合
  
- 3 補正指示すべきもの  
住所証明書における住所が全く異なるもの
  
- 4 その他
  - (1) 申請情報として不動産番号と不動産の表示の両方の記載がある場合に、不動産の表示のうち地目及び地積が誤っていたときは、何らの処理を要しない。
  - (2) 住民票等の氏名は旧字体等であるが、申請情報の氏名は通用字体である場合に、「その他事項」欄に通用字体で記載されたい旨の記載があるときは、前記2(3)にかかわらず、申請情報に基づき通用字体で処理する。

## 要 望 事 項

不動産登記部門

### 第 1 権利に関する登記関係

#### 1 抵当権等の抹消及び追加における共同担保目録番号の入力について

オンライン申請の場合、共同担保があるとき（抵当権抹消登記、追加設定等）は、申請庁（他庁分は含まない。）の共同担保目録番号は、申請情報の「その他の事項欄」ではなく、「不動産の表示欄」に入力願いたい。

なお、他管轄の物件や他管轄の共同担保目録番号については、「不動産の表示欄」ではなく、「その他の事項欄」に入力願いたい。

#### 2 委任状について

抵当権抹消等の委任状に原因の記載漏れが多いため記載遺漏がないよう留意願いたい。

また、定型の委任状（おきぎん保証株式会社等）に原因等の漏れが散見されるので、申請前に確認願いたい。

#### 3 権利者等の住所の記載について

登記情報システムにおいては、登記事項の住所を表記する際に空白（スペース）は使用できないので、オンラインで登記申請情報の登記事項を入力する際は留意願いたい。

住所に「〇〇市一丁目 2 2 番地 1 2F」など数字が続く場合には、涙点「、」を入れ、「〇〇市一丁目 2 2 番地 1、2F」とする取扱いを行っているところ、空白を入れて申請された場合は、その都度電話で確認して記載している状況であるので、そのような場合は「、」を入れて申請していただきたい。

#### 4 マンションの登記申請について

マンションの登録免許税については事前に提出庁へ確認していただくとともに、登記申請の提出日を事前に連絡願いたい。

#### 5 評価証明書の原本還付について

固定資産評価証明依頼書により発行された評価証明書は、原本還付ができないので留意されたい。

## 第2 表示登記関係

### 1 市町村税務通知用としての申請書及び図面の添付について

表示に関する登記申請のうち、図面の添付を要する事件（表題登記，分筆等）については，地方税法による市町村への税務通知用として申請書及び図面写しを添付いただくよう御協力をお願いしたい。

### 2 分筆，合筆，滅失登記ににおける共同担保目録番号の入力について

オンライン申請において，共同担保があるときは，申請庁の共同担保目録番号は，申請情報の「その他の事項欄」ではなく，「不動産の表示欄」に入力願いたい。

## 第3 その他

### 1 提出事件の照会等について

電話により補正等の指示があった際は，その後の問合せ等に備え，担当職員の氏名を正確に把握，確認されるよう徹底願いたい。

### 2 登記令附則第5条2項の徹底

特例方式による添付書類の持込方法については，申請情報の内容とするとされているので，記載するよう留意願いたい。

### 3 筆界特定における隣接地主の探索について

筆界特定申請を行う際は，隣接地主の探索について調査を十分に尽くすよう留意願いたい。

### 4 土地の筆界復元作業について

土地の境界確認のために筆界の復元作業を行う際には，事前に地権者（隣接地の地権者を含む。）に承諾を得た上で立入り，測量するよう留意願いたい。

